

○長崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

令和5年10月6日

条例第41号

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、本市における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「府令」という。）の定めるところによる。

(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準)

第3条 次条及び第5条に定めるもののほか、法第34条第2項及び第46条第2項の規定により条例で定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準は、府令に定める基準（府令第13条第4項に規定する基準を除き、府令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。

2 前項の場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

府令第5条	第13条	第13条（第4項を除く。）の規定及び長崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（令和5年長崎市条例第41号。以下「条例」という。）第5条
府令第13条第5項	前4項	第1項から第3項まで及び条例第5条
府令第13条第6項	第4項	条例第5条
府令第13条第6項 ただし書	第4項	同条
府令第20条第5号	第13条	第13条（第4項を除く。）の規定及び条例第5条

府令第35条第3項	及び第7条第2項	、第7条第2項及び第13条第4項
)の規定)の規定及び条例第5条の規定
	同条第4項第3号ロ(1)	条例第5条第3号イ(ア)
	同号ロ(2)	同イ(イ)
	含む。	含む。)」と、同号ウ中「満3歳以上教育・保育給付認定子ども」とあるのは「満3歳以上教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む)。
府令第36条第3項	及び第7条第2項	、第7条第2項及び第13条第4項
)の規定)の規定及び条例第5条の規定
	同条第4項第3号ロ(1)	条例第5条第3号イ(ア)
	同号ロ(2)	同イ(イ)
	除く。	除く。)」と、同号ウ中「満3歳以上教育・保育給付認定子ども」とあるのは「満3歳以上教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む)。
府令第51条第3項 及び第52条第3項	第13条第4項第3号イ又はロ	条例第5条第3号ア、イ又はウ

(暴力団員等の排除)

第4条 特定教育・保育施設の設置者の役員及び管理者は、長崎市暴力団排除条例(平成24年長崎市条例第59号)第12条に規定する暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)であつてはならない。

2 特定教育・保育施設は、長崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等を利することのないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。

(利用者負担額等の受領)

第5条 特定教育・保育施設は、府令第13条第1項から第3項までの支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の

支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

- (1) 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用
- (2) 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用
- (3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

ア 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ（ア）又は（イ）に定める金額未満であるものに対する副食の提供

（ア） 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

（イ） 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ（イ）において同じ。） 57,700円（特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円）

イ 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ（ア）又は（イ）に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

（ア） 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

（イ） 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

ウ 負担額算定基準子どもであつて、かつ、次のいずれにも該当する第3子以降の特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第14条に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）である満3歳以上教育・保育給付認定子どもに対する副食の提供（ア又はイに該当するものを除く。）

（ア） 教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額が97,000円未満であること。

（イ） 特定被監護者等が同一の世帯に3人以上いること。

エ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

(4) 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

(委任)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。